

見積参加者選考調書(特定随意契約用)

調 達 件 名	学校用無線LAN環境保守運用業務
発 注 課	札幌市教育委員会生涯学習部学校支援課
選 定 事 業 者	東日本電信電話(株)
随意契約の理由(相手方を特定した理由を含む。)	
市立学校等における無線LANネットワークについては、普通教室、特別支援教室、特別教室及び職員室等に無線LANアクセスポイントを設置することにより、教員、児童及び生徒が無線LAN環境下でタブレット端末を活用することを可能としている。 本業務の履行にあたっては、本市の現行の無線LANネットワークの構成を熟知している必要があり、本要件を満たすのは、無線LAN環境の初期構築を担った当該事業者のみである。 以上から、本業務を履行できるのは、当該業者において他にはなく、特例政令第11条第1項第1号に該当するため。	
根拠法令	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号